

議案第 53 号

朝来市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

朝来市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
定める。

平成 30 年 11 月 28 日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）及び旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）の施行に伴い、用語の整理を行うため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

朝来市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成 17 年朝来市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

別表中「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 議案第 53 号資料

## 朝来市災害派遣手当等の支給に関する条例新旧対照表

現 行			改 正 案																										
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対して支給する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対して支給する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下これらを「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>																										
<p>別表（第2条関係）</p> <p>災害派遣手当等支給額表</p>			<p>別表（第2条関係）</p> <p>災害派遣手当等支給額表</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の利用区分 滞在する期間別</th> <th>公用の施設又は これに準ずる施 設（1日につき）</th> <th>その他の施設 （1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日を超え60日 内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日を超える期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,140円</td> </tr> </tbody> </table>	施設の利用区分 滞在する期間別	公用の施設又は これに準ずる施 設（1日につき）	その他の施設 （1日につき）	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超え60日 内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円	<p>備考 この表の「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に定める<u>ホテル営業及び旅館営業</u>の施設以外の施設をいう。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の利用区分 滞在する期間別</th> <th>公用の施設又は これに準ずる施 設（1日につき）</th> <th>その他の施設 （1日につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日を超え60日 内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日を超える期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,140円</td> </tr> </tbody> </table>	施設の利用区分 滞在する期間別	公用の施設又は これに準ずる施 設（1日につき）	その他の施設 （1日につき）	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超え60日 内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円	<p>備考 この表の「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に定める<u>旅館・ホテル営業</u>の施設以外の施設をいう。</p>	
施設の利用区分 滞在する期間別		公用の施設又は これに準ずる施 設（1日につき）	その他の施設 （1日につき）																										
	30日以内の期間	3,970円	6,620円																										
30日を超え60日 内の期間	3,970円	5,870円																											
60日を超える期間	3,970円	5,140円																											
施設の利用区分 滞在する期間別	公用の施設又は これに準ずる施 設（1日につき）	その他の施設 （1日につき）																											
	30日以内の期間	3,970円	6,620円																										
30日を超え60日 内の期間	3,970円	5,870円																											
60日を超える期間	3,970円	5,140円																											